

令和4年度 第1回区内循環バス運行検討会 次第

1 会議の書面開催について

2 審議事項

議題1 AI オンデマンドバスの実証運行について

議題2 バス停の一部共用について

議題1 AI オンデマンドバスの実証運行について

1 事業概要

区内循環バスの北東部ルートエリアを中心に、利用者からの申込に応じて、最適化したルートを走行するAI オンデマンドバスの実証運行を行う。

本事業は、定時・定路線での運行を行う路線バスと異なり、予約に基づいて運行するデマンド型の交通スタイルとなっている。今後の地域公共交通のあり方を考える中で、こうした新しいサービスに対する住民の受容度を把握するとともに、区民の移動ニーズや実態をアンケートにより把握し、将来的な地域公共交通のあり方の検証につなげていく。

2 実施計画（予定）

【実施エリア】	八広・東墨田・立花
	※ エリア外停車場所として、押上駅前に乗降場所を設置
【運行形態】	道路運送法第21条許可に基づく運行（実証実験）
【運行事業者】	（株）日の丸リムジン（東京都文京区後楽一丁目1番8号）
	※ プロポーザルにより選定
【実施時期】	令和4年11月～12月（2か月間）
【運行時間】	午前10時（乗車時間）～午後6時30分（降車時間）
【車種・台数】	9人乗りワゴン車 2台
【乗車定員】	8名
【運賃】	大人（中学生以上） 200円
	子ども（小学生） 100円
	未就学児 無 料
【乗降場所】	別紙一覧のとおり
【予約方法】	専用アプリでの予約申し込み（利用者登録が必要）又は電話予約
【予約期間】	乗車7日前から30分前まで
	※ ただし、電話予約は11月1日から受付

議題2 バス停の一部共用について

1 バス停を一部共用する理由

上記実施エリアにおいて、区内循環バス北東部ルートバス停留所は、12 か所設置されている。本事業を効果的に実施するためには、既存のバス停留所の個数より多くの乗降場所を設置し、これまでバスを利用していない住民の利用ニーズを引き出すことが必要であることから、停留所間の距離も勘案し、利用者にとって分かりやすい目印となる公共施設や公園、医療機関などを候補地として検討してきた。

この間、関連法規に基づき、設置可能と思われる場所について、複数案を作成し、関係者と協議し、現場確認を行ってきたが、道路幅員の狭さや車両及び歩行者、自転車の走行量などを勘案し、また、公園入口近接場所は、オンデマンドバスの停車により、子供の飛び出しなどにつながる恐れがあるなど、安全上の課題があったことから、乗降場所の設定が難しいと判断した場所について、バス停の一部共用を行う予定とした。（個々のバス停の共用に至った理由については別添資料のとおり）

都営バスや区内循環バスは、生活に欠かせない区民の日常の足であり、地域公共交通の一翼を担ってきた。今後、区において、地域公共交通の未来像を描く上において、いわゆる交通空白地域の判断基準が、既存のバス停や駅が基準となっていることから、今回の実証運行において、いくつかのバス停を共用し、利用状況を把握し、将来的なデマンドバスの導入可能性の検討にも生かしていく予定である。

2 本件を議題に供する理由

関係者との協議の結果、区内循環バス運行検討会において、各委員の承認が、バス停の共用に向けた手続きを進めるにあたって必要となったことから、本件について承認を求めることとする。

◇ 今後の手続き

- (1) 本件が承認され次第、バス停の共用に向けた必要な手続きを行う。また、運行事業者は、道路運送法第21条に基づく運行許可申請を行う。
- (2) バス停の共用に関しては、別途、バス事業者と、共用のための手続きを行うほか、必要な個所について、各道路管理者に対して、必要な占用等の手続きを行う。
- (3) (1) 及び (2) の手続きの完了を確認したうえで、実証実験に着手する。

◇ その他

本実証実験の実施については、令和3年度第1回区内循環バス運行検討会で審議し、令和4年2～3月の実施を予定していたものであるが、上記3のとおり一部バス停の共用が必要になったことに伴い、関係者の合意が必要となったことから、改めて検討会を開催し、バス停の一部共用について、承認を求めるものである。